

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	十亀 洋三
【住所又は本店所在地】	東京都港区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和元年6月19日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	M & A キャピタルパートナーズ株式会社
証券コード	6080
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	十亀 洋三
住所又は本店所在地	東京都港区芝浦四丁目22番 1 -3802号
事務上の連絡先及び担当者名	M & A キャピタルパートナーズ株式会社 取締役企画管理部長 佐々木 輝
電話番号	03-6880-3803

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No. 4
訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年12月25日
訂正箇所	平成27年 1月 5 日に提出いたしました変更報告書No.4（報告義務発生日 平成26年12月25日）の記載事項に一部誤りがありましたので、訂正報告いたします。なお、「事務上の連絡先及び担当者名」については提出時の記載のままとなっており、現在の担当者名は「取締役企画管理部長 上原 大輔」となります。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は平成26年12月2日に野村證券株式会社と、M & A キャピタルパートナーズ株式会社の公募増資及び主要株主をはじめとした売出人による売出に係るオーバーアロットメントによる売出しに関して、保有株式の一部を賃借する契約（貸出株数：106,800株、貸借期間：平成26年12月15日から平成26年12月29日まで）を締結しました。
また平成26年12月2日に野村證券株式会社と、野村證券株式会社の事前の同意なしには保有株式の売却等を行わない（期間：平成26年12月2日から平成27年3月14日まで）旨の合意をしました。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

・提出者は平成26年12月2日に野村證券株式会社と、M & A キャピタルパートナーズ株式会社の公募増資及び主要株主をはじめとした売出人による売出に係るオーバーアロットメントによる売出しに関して、保有株式の一部を賃借する契約（貸出株数：106,800株、貸借期間：平成26年12月15日から平成26年12月29日まで）を締結しました。
また平成26年12月2日に野村證券株式会社と、野村證券株式会社の事前の同意なしには保有株式の売却等を行わない（期間：平成26年12月2日から平成27年3月14日まで）旨の合意をしました。
・平成24年7月20日にM & A キャピタルパートナーズ株式会社との間で、事前の書面による同意なしには保有株式の売却等を行わない旨の合意をしました。